

## 社会保険等未加入対策について

社会保険等未加入対策については、建設産業における公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善のため、全国的に取り組んでおり、山口市上下水道局においても、山口市と同様に以下の対策を行うこととしましたので、お知らせします。

※ 社会保険等・・・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

### 1 元請業者への対策（施行：平成30年4月1日）

山口市上下水道局の発注する建設工事の入札参加資格申請の受付等は、山口市契約監理課が一括して行っています。

山口市では平成30・31・32年度の建設工事競争入札参加資格者名簿の審査において、社会保険等未加入業者を排除し、名簿に登載しないこととします。

### 2 下請業者への対策（施行：平成30年10月1日）

平成30年10月1日以降、入札公告又は指名通知（随意契約を含む。）を行う工事のうち、下請総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の工事について、一次下請業者（注1）は原則社会保険等加入業者に限定することとします。

（注1）「一次下請業者」は、建設業許可業者のみを対象としますが、建設業許可業者であっても社会保険等への加入が適用除外のものは対象外とします。

### ■社会保険等の加入状況の確認方法

受注者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書により確認します。

### ■受注者への措置

特別な事情（注2）がある場合を除き、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した場合、受注者に対して以下の措置を行うこととなります。

- 制裁金の課金：当該下請契約額の10%を課金する。
- 指名停止措置：契約違反に該当し、2週間から4カ月の指名停止とする。
- 工事成績評定点の減点：指名停止措置に伴い、10点から20点の減点とする。

（注2）「特別な事情」とは、当該下請契約を締結しないと工事の施工が困難となることが明らかであると発注者が認めた場合で、個別に判断することとなります。

なお、この場合においても、指定期間内に社会保険等へ加入を義務付けるものとし、当該期間内に加入しなかった場合は、上記措置を行うこととなります。

**※下請業者の加入状況は、保険料の領収済通知書等により確認してください。**

#### ■建設業許可権者への通報

一次下請業者について、社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可権者に通報します。

#### ■その他

二次以降を含むすべての下請業者の社会保険等への加入義務については、別途工事請負契約書を改正する予定です。

【参考】国土交通省ホームページ「建設業の社会保険未加入対策について」

([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html))